

# 中期財政運営方針

( 令和3年度 ~ 令和7年度 )



令和3年3月

安芸太田町

— 目 次 —

1 策定の趣旨	2
2 中期財政運営方針の位置付け等	2
3 本町財政の現状と今後の見通し	3
4 中期財政運営方針について	7
5 今後の財政収支推計	10
◆ 財政用語解説	12

## 1 策定の趣旨

本町では、急速に進む人口減少や少子化、高齢化に加え、デジタル化やグローバル化など、新たな社会変化に柔軟かつ効果的に対応するため、平成27（2015）年度に、令和6（2024）年度までの10年間の長期展望に立って、本町の長期総合計画「第二次安芸太田町長期総合計画」（以下、「長期総合計画」という。）を策定し、その基本構想における目指すべき町の将来像の姿「豊かさあふれ つながりひろがる 安芸太田」の実現に向けて、各種施策・事業を総合的かつ計画的に進めてきました。

しかし、近年の加速度的に進展するデジタル技術への対応や、頻発する大規模災害など、先行きが不透明で変化が激しい社会においても、長期総合計画に掲げた取組を着実に進めていくため、令和2（2020）年度から5年間の施策の基本方針や目標、さらには重点的に取り組む施策分野等を明示する「第二次安芸太田町長期総合計画後期基本計画」（以下、「後期基本計画」という。）を策定し、本町が目指す姿とその実現に向けて、その取組の強化を図ったところです。

後期基本計画では、長期総合計画の前半5年間の施策や個別事業の取組の検証等を行った上で、これまでの取組の成果や新たな社会潮流なども踏まえながら、目指す姿の実現に向けて、「自然環境と人間環境の調和のとれたまち」など7つのまちづくりの基本方針のもと、「定住・人口対策」や「子育て・教育・次世代育成」など8つの分野別施策を掲げ、加えて、人口維持に関する取組を重点的に進める「リーディング施策」を設定し、分野別施策を横断的かつ総合的に実施することで、まちづくりの基本方針の達成を効果的に進めていきます。

一方、このような施策推進の基盤となる本町の財政運営については、ここ数年間、支出が収入を上回り、財政調整基金を中心とした基金の取り崩しによって不足額を補うことが続いており、将来に不安を抱える厳しい状況となっています。

加えて、今後も、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の低迷に伴う町税収入の減少や、高齢化の進展等による社会保障関係費の増加、公債費の高止まりなどが見込まれます。

さらには、新型コロナウイルス感染症への対応を端緒とした「新しい生活様式」の普及や実践に向けた対応など、様々な情勢が不透明な状況にあります。

こうした中で、長期総合計画に掲げる「目指す姿」の実現を支えるとともに、将来において、様々な情勢が不透明な中においても、持続的なまちづくりの形成・維持に向けた取組を着実に進め、同時に、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症による経済の低迷や大規模災害などのリスクにも適切に対応しうる財政運営を行っていくため、この中期財政運営方針（以下「本方針」という。）を策定することとしました。

## 2 本方針の位置付け等

### （1）本方針の位置付け

本町の最上位計画である長期総合計画の実現を目指し、持続可能なまちづくりを形成・維持していくための基本的な財政運営方針であり、今後の財政見通しを精査するため、向こう5年を目処とし、令和7（2025）年までの目標を定めることとします。

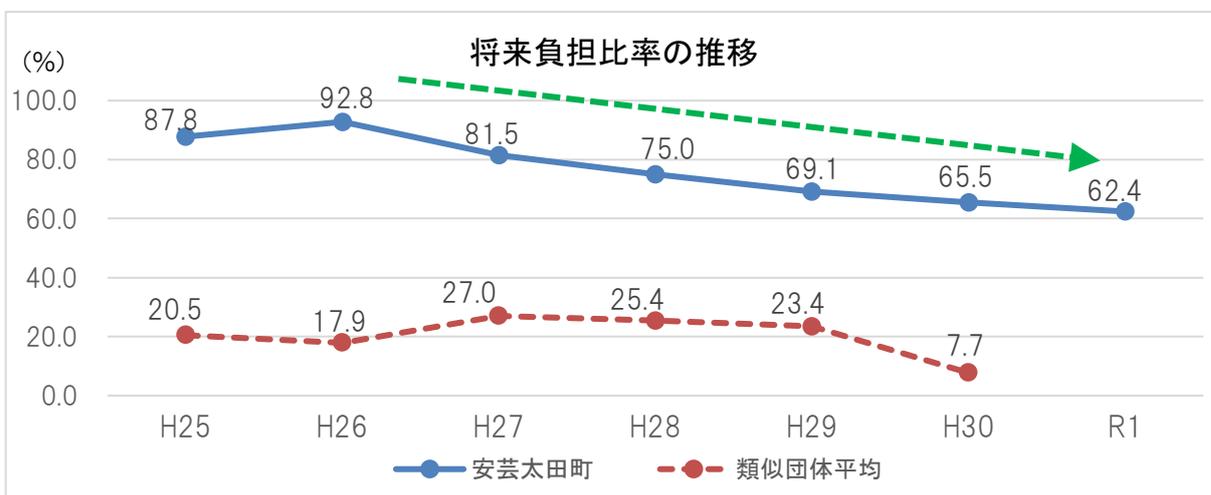
### （2）計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度 ≪5年間≫

### 3 本町の財政状況と今後の見通し

本町の財政状況については、歯止めのない人口減少による町税収入が右肩下がり減少している中で、歳入全体の約半分を占める地方交付税に対する合併特例措置が令和元（2019）年度で終了したことや、近年の学校統廃合などの大型公共事業に伴う大規模な起債償還に対応する公債費の増加等をうけて、財政調整基金の取り崩しによる歳入不足を補うといった大変厳しい財政運営を行わざるを得ない状況にあります。

令和元（2019）年度決算数値における財政指標についても、将来負担比率が前年度65.5%から62.4%となり、5年連続して改善しているものの、実質公債費比率は、前年度から2.3ポイントも悪化して12.6%に、また、経常収支比率については、前年度から0.1ポイント悪化して103.3%から103.4%となり、2年続けて100%を超える水準となったほか、財政力指数についても、引き続き県内最低レベルの0.20となるなど、実態として財源の余裕や財政構造の弾力性がない状態が続いています。

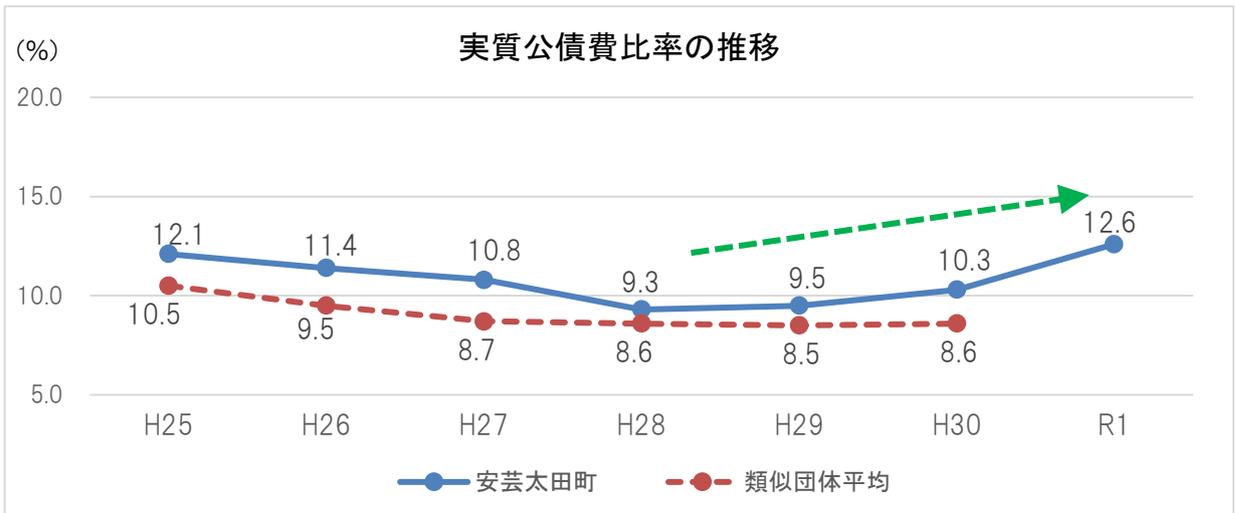


・将来負担比率 財政健全化法に基づく財政指標で、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} \times - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 将来負担額：前年度末における地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額等

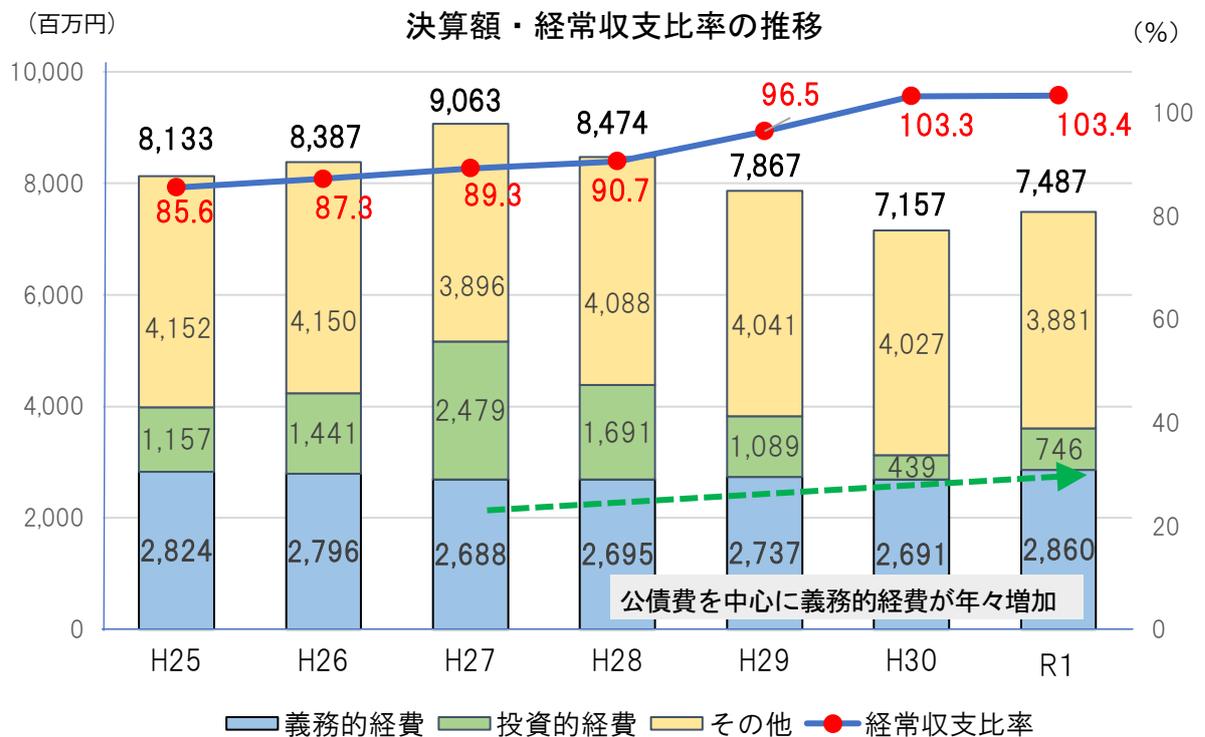
・類似団体：全国の市町村について、人口や産業構造等について本町（Ⅱ-2）と同類となる団体



・実質公債費比率 公債費相当額に充当された一般財源の額が標準財政規模に占める比率  
 (地方債の元利償還金+準元利償還金)  
 - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

(3年平均)



・経常収支比率 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標で、人件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源等に占める割合

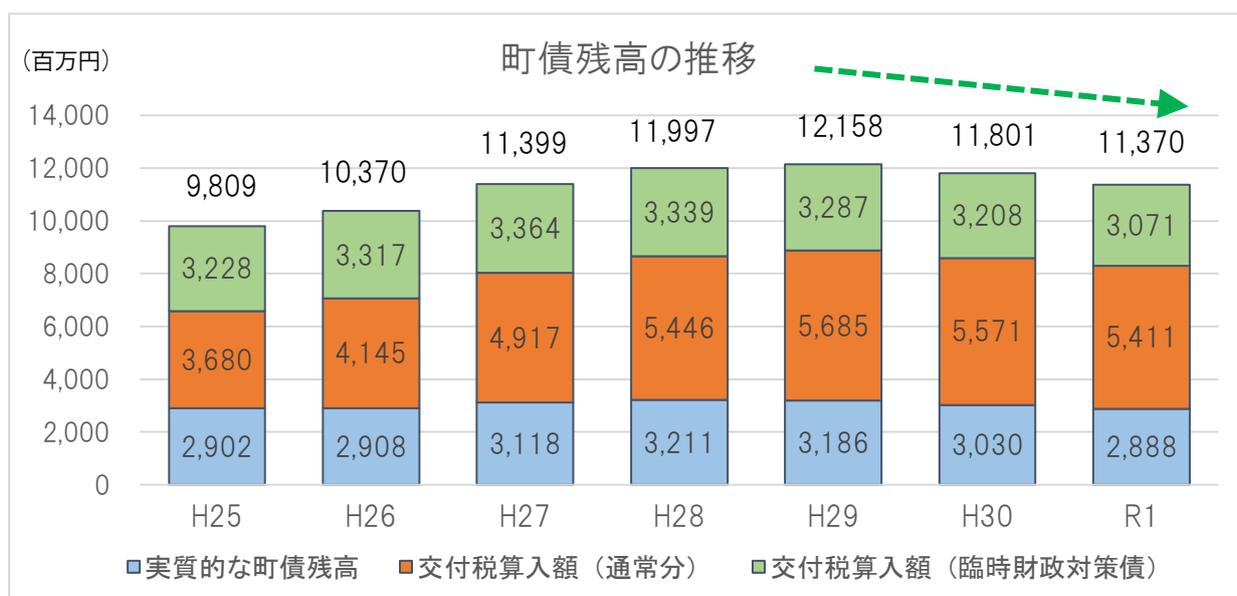
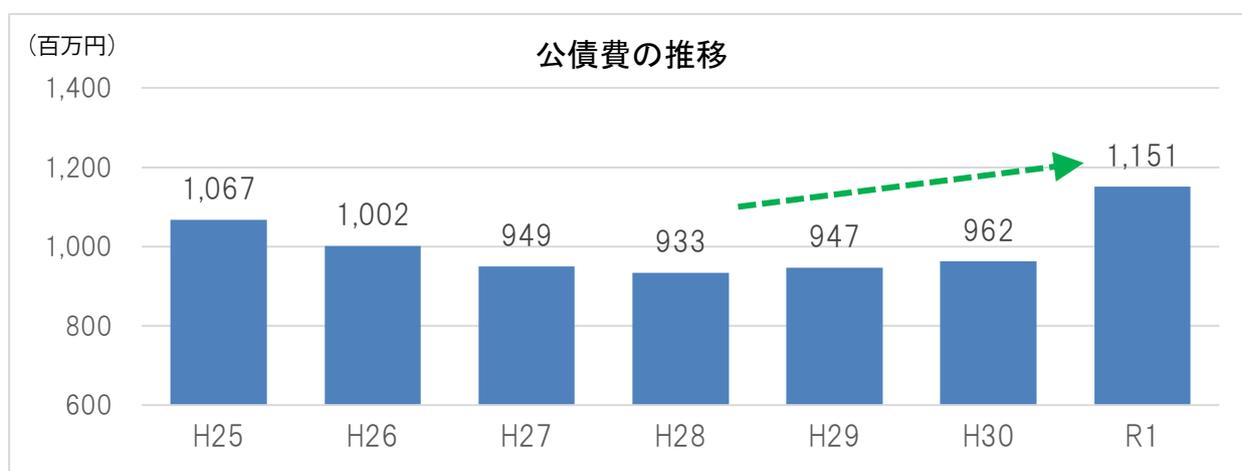
・義務的経費 人件費、扶助費及び公債費からなる経費

・投資的経費 道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費

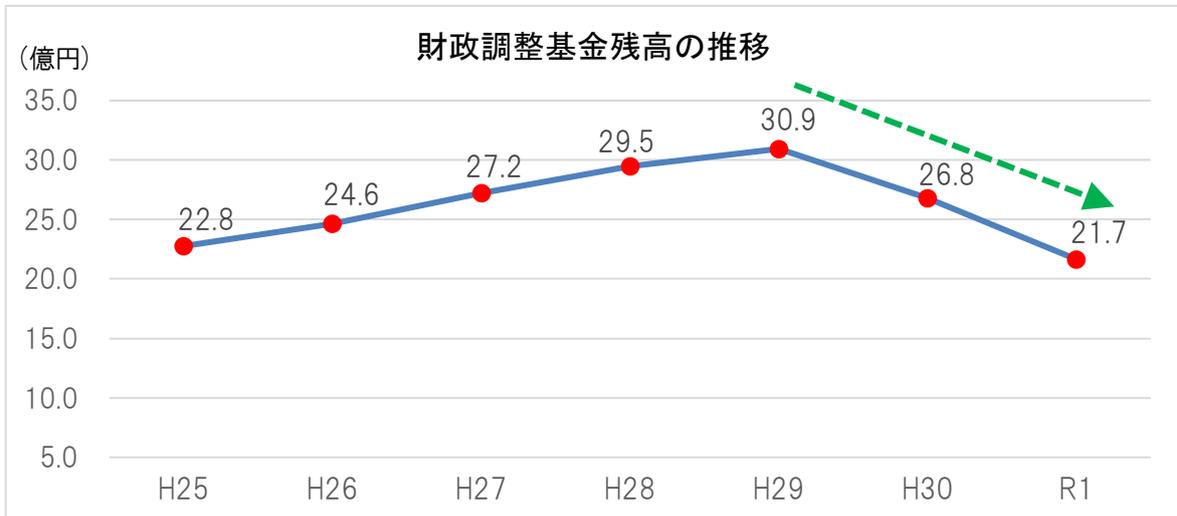
特に、公債費については、令和元（2019）年度決算値で約11億5千万円となり、前年度に比べて、約1億8千9百万円、率にして8.4%の増加となりましたが、これは、主に近年の学校統廃合などの大型公共事業に伴う大規模な起債償還に対応する公債費の増加であるため、それに連動して、町債残高については、同年度決算値で約113億7千万円となり、前年度に比べて、約4億3千万円、率にして3.7%減少しています。

また、町債残高の内訳として、元利償還分について地方交付税に算入されてあるものは、臨時財政対策費償還分を含めて約84億8千2百万円分あり、残りの町債残高、つまり実質的な町債残高は、約28億8千8百万円、全体の約25.4%となっています。

なお、このような公債費の増加傾向は、現状の大規模な起債償還が落ち着く令和7（2025）年度までは続くと見込まれ、義務的かつ多大なる財政負担として、今後の起債管理が大きな課題となっています。



また、本町の財政調整基金の残高は、令和元（2019）年度末で約21億7千万円であり、前年度と比較し、約5億円減少し、多額の起債償還の負担増も相まって、今後も一層厳しい基金管理による財政運営が避けられない状況にあります。



さらには、新型コロナウイルスの影響で見込まれる税収減や地方交付税を含む一般財源の減少等により、本町の財政運営がこれまでもない厳しい状況に置かれる可能性が高くなっており、今後における予算編成においては、ポスト・ウィズコロナなど、新たな社会変化等に対する適切な対応を前提に、これまでも増して既存事業の点検と見直しを行い、増大化する歳出の抑制を図りながら、持続可能な町財政の実現を目指さなければなりません。

《 ※ 第2次行財政改革大綱（計画期間：H28～R2）に定めた財政目標 》

- ◆ 目標1 経常収支比率の抑制 ～ R2：85%以内
- ◆ 目標2 予算規模 ～ 70億円 → 5年以内に65億円以下を目標

《目標に対する達成見込み等》

近年の大型公共事業に伴う大規模な起債償還に対応する公債費の増加を中心に、義務的経費が増大化しており、令和元（2019）年度決算における経常収支比率は、2年連続して100%を超えて103.4%となったほか、予算規模についても、義務的経費を含む経常的な経費について抑制がかからず、70億円台後半を推移しており、目標の達成は困難な状況にある。

#### 4 中期運営方針について

##### (1) 本町財政の目指す姿

経済の低迷や大規模災害、さらには新型コロナウイルスなどの新興感染症の発生などの新たなリスクに備えつつ、持続的なまちづくりの形成・維持に必要な施策を着実に推進できうる、安定した財政基盤に支えられた財政運営を行っています。

##### (2) 財政運営目標

本町財政の目指す姿の実現に向けて、その歩みの進捗等を定量的に点検し改善していくために、次のとおり今後5年間の目標を設定します。

- 目標1：将来負担比率について、令和元（2019）年度に比べて10%の縮減を図ります。  
持続的な町政運営の実現に必要な施策を安定して推進していくためには、将来負担の軽減を図る必要があります。

今後の人口減少や高齢化の進展などを踏まえ、防災・減災対策をはじめ公共施設等の適正な維持管理への対応とした一定の公共事業費を確保した上で、将来負担を軽減しながら、基金の取崩しなどの特別の財源対策に頼らない財政運営を目指します。

このため、将来負担の主要な要素である町債の発行額を適切にマネジメントすることにより、今後5年間で、10%の縮減を図っていきます。

- 目標2：経常収支比率について、7年後を見据え、100%を下回る水準を目指します。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標であり、義務的経費の縮減、特に人件費の計画的な縮減にむけた組織体制や人事システムの構築のほか、公債費負担の軽減などの状況を分析する上で注視する必要がある指標であり、現状として100%を超えていることから財政構造の弾力性がない状況を鑑み、本方針による取組によって、まずは100%を下回る水準に可能な限り近づけ、7年後（令和10（2028）年度）に100%を下回ることを目指します。

- 目標3：財政調整基金について、10億円以上の残高を維持します。

今後5年間の財政運営にあたっては、近年の集中的な大型公共事業に伴う大規模な起債償還に伴う公債費の増加に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による収支減など、大変厳しい財政状況が予見されており、財政調整基金の取崩しに頼らざるを得ない一方、大規模災害などのリスクへの備えとして、一定の残高を維持する必要があります。

このため、必要に応じた基金の取崩しを行う一方で、大規模災害の発生や新たな社会変化への対応等を念頭に、毎年度の当初予算編成時において、10億円以上の残高を維持します。

##### 【参考指標】

###### ○ 実質的な町債残高

臨時財政対策債償還分を除く実質的な町債残高は、将来負担比率に大きな影響を与える主要な要素であることから、参考指標として設定し、平成元（2019）年度末で28.9億円の残高であるところ、本方針計画期間中において、25億円未満の残高に縮減していきます。

### (3) 財政運営方針

本方針計画期間にあたる向こう5年間においては、新型コロナウイルス感染症の影響による町税収入の減少や、高齢化の進展等による社会保障関係費の増加、さらには増大化する公債費など、様々な財政運営上の制約が予見されてある中、本町の長期総合計画に掲げる目指す姿の実現を支えるとともに、新型コロナウイルス感染症による経済の低迷や大規模災害などのリスクに備えつつ、持続的なまちづくりの形成・維持を推進しうる確固たる財政運営を行っていく必要があります。

そのため、事業等の更なる選択と集中を図るための取組や人件費等の経常的経費の抑制、町税の徴収強化に加え、ふるさと納税の推進など、歳出歳入の両面にわたる取組を行うとともに、町債残高などの将来負担額の着実な縮減を進めていきます。

#### ① 歳出の取組

##### ア 事業の選択と集中による成果志向の行政運営の徹底

長期総合計画に掲げた本町の目指す姿の実現に向けた具体的方針を明示した後期基本計画に従い、引き続き、施策や事業等の優先度や費用対効果の検証や評価を一層徹底した施策マネジメントを行うなど、事業の更なる選択と集中を図り、「成果指向の行政運営」や「歳入予算規模に応じた事業編成」の徹底を図ります。

##### イ エビデンス（施策の有効性を検証した実証結果）に基づく効果的な政策形成と事業の推進

効果的な政策形成を踏まえた毎年度の予算編成を行うため、事業の構築・推進に当たっては、事業の妥当性を裏付ける客観的な事実や実証結果などのエビデンスに基づきながら、計画性のある実施展開を図っていくとともに、町民にわかりやすい施策・事業展開・効果を基本に、検証可能な成果目標を設定し、その目標と事業の因果性の明確化を図ります。

##### ウ 後年度財政負担の軽減（公債費等の抑制等）

持続可能な財政基盤を確立し、健全で安定した財政運営を行っていくためには、年々増大化する公債費の抑制を図ることが欠かせない命題となっているため、過疎対策事業債をはじめとする町債発行額の計画的かつ効果的な縮減に努めながら、経常的収支の改善を図っていくこととし、起債の対象となる事業費に算出については、真に必要な事業規模や事業の質等を十分に精査するとともに、これまで以上に事業の優先順位の徹底を図ります。

##### エ 人件費の適正管理

本町における施策・事業の執行体制等を踏まえ、適正な職員数と効率的な職員配置を行い、必要最小減の職員で的確かつ最適な行政サービスの提供が実施できるよう、職員の定員適正化を図ります。

また、長期総合計画を支える各施策の効果的な実施に向けて、組織の目標の明確化と共有を行うとともに、職員の能率の向上や業務改革に取り組み、時間外勤務の縮減を図ります。

##### オ 投資的事業の適正なる執行管理

厳しい財政状況を踏まえ、全体の事業費が抑制されるよう、優先順位の見極めを前提に、執

行すべき事業量の調整を行いながら計画性をもって事業執行を行っていきます。

特に施設の建設や改修などの新規事業については、事業の必要性や規模、後年度負担などを明示した事業計画の作成等に努めながら、本町の公共施設等総合管理計画との関係・位置づけ等の明確化を図ります。

#### カ 特別会計・企業会計の経営健全化

特別会計・企業会計については、個々の設置目的に沿った事業運営を進めるため、一層の合理化や効率化を進めた上で、自律的な運営に努めます。

特に、合併特例措置の終了に伴う地方交付税の減額や、増大化する公債費等によって一般会計が厳しい財政状況にあることを踏まえ、可能な限り一般会計繰出金に依存しない財政運営に努め、一層の経費節減や効率化を推し進め、独立採算の原則を堅持していきます。

### ② 歳入の取組

#### ア 町税収納率の維持向上

町税は住民の生活を支える様々な事業執行の基盤となる財源であり、自主財源の安定的な確保と町民負担の公平性の確保の観点から、課税客体等を的確に把握し、適正な課税を行うとともに、収納率の向上を図ります。

#### イ 新たな財源確保に向けた取組の推進

利用計画のない土地や建物等の町有財産については、維持コストの縮減と歳入確保の観点から、他団体等への譲渡・売却処分を積極的に進めていきます。

また、ふるさと納税の推進や広告・看板収入等の募集などについては、これまで以上に推進しながら、新たな財源確保に向けた取組を積極的に進めていきます

#### ウ 基金の効果的な活用

厳しい財政状況の中で必要な政策的経費を確保するため、必要に応じて、効果的に財政調整基金等の取崩しを行いますが、将来的には、基金の取崩しなどの特別な財源対策に頼らない財政運営への移行をめざします。

#### エ 受益者負担の適正化

受益者負担の原則に基づき、提供する行政サービス等に見合う適正な対価的負担となるように徹底した行政コストの節減に努めながら、使用料や手数料等、さらには減免制度等の見直しに取り組み、受益者負担の適正化を図ります。

## 5 今後の財政収支推計

本方針に定めた取組を計画的かつ効果的に進めることを基本とした、本方針計画期間（5年間）の財政収支推計では、5年間で歳入・歳出規模が約7.8億円縮小する見込みですが、本方針に掲げた財政運営目標の指標である将来負担比率などは改善し、財政調整基金残高も一定の財政需要に対応できる水準を維持することが可能となる予定です。

本方針については、今後とも多様な角度からの検証等も行い、必要に応じて取組の方針等を見直ししながら、歳入・歳出のバランスの整った財政運営の実現に努めて、長期総合計画に定めた多様な施策効果の実現による持続的なまちづくりの形成と維持を進めていきます。

### ◆ 本方針計画期間における財政収支推計

（単位：百万円）

区 分		R3当初	R4	R5	R6	R7
歳入	町税	803	798	786	771	760
	地方譲与税等	264	255	249	242	236
	地方交付税	3,858	3,945	3,917	3,885	3,838
	国・県支出金	1,321	894	1,058	985	880
	町債	763	653	777	809	486
	うち臨財債	213	130	130	130	130
	繰入金	520	545	525	497	464
	その他	363	415	425	435	445
	歳入合計	7,892	7,505	7,737	7,624	7,109
歳出	義務的経費	3,086	3,120	3,108	3,089	3,059
	人件費	1,478	1,472	1,467	1,461	1,456
	扶助費	386	379	372	366	359
	公債費	1,222	1,269	1,269	1,262	1,244
	投資的経費	889	479	766	728	463
	その他経費	3,917	3,881	3,830	3,764	3,535
	物件費	1,279	1,266	1,253	1,241	1,228
	維持補修費	219	217	215	212	210
	補助費等	1,488	1,422	1,394	1,366	1,339
	繰出金	695	640	622	607	585
	その他	236	361	379	381	225
	歳出合計	7,892	7,505	7,737	7,624	7,109

### ◆ 財政収支推計による財政運営目標の推移

（単位：％、百万円）

財政運営目標	R3	R4	R5	R6	R7	計画による目標水準等
将来負担比率	58.0	56.0	54.5	53.0	52.0	R1(62.4%)より10%縮減
経常収支比率	106.9	105.6	105.5	105.6	105.6	R10に目標達成見込(97.8%)
財政調整基金残高	1,832	1,601	1,391	1,219	1,090	10億円の残高を維持
実質的な町債残高	2,900	2,769	2,683	2,607	2,437	25億円未満の残高に縮減

(参考) 財政収支推計の基本条件

◀ 令和3(2021)年度当初予算額を基準 ▶

【歳入】

- ・ 町税：概ね人口推計に準じた減少率を乗じて算定
- ・ 地方譲与税等：概ね年1～3%程度の減少率を乗じて算定
- ・ 地方交付税：過年度の傾向に準じた増減率から交付税額を算定
- ・ 国・県支出金：国庫分について、普通建設事業推計に加え地方創生推進交付金等を見込んで算定  
県支出金について、事業規模の縮小を前提に年1%の減少率を乗じて算定
- ・ 寄付金：年1%の増加率を乗じて算定
- ・ 地方債：普通建設事業等推計を踏まえ、5年間で5億円程度までの減少見込で算定
- ・ その他(分担金・負担金・使用料等)：現状水準同額で算定

【歳出】

- ・ 人件費：定員管理計画(第4次計画)による職員減少数に平均年給与(5,855千円)を乗じて算定
- ・ 扶助費：満65歳以上の人口推計によって年1.81%の減少率を乗じて算定
- ・ 公債費：利率0.2%を基本に20年償還で年分を推計
- ・ 投資的経費
  - 普通建設事業費：令和元(2019)年度値に年2%の減少率を乗じて算定
  - 災害復旧事業費：令和元(2019)年度から起算して過去5年分の平均額を毎年一律計上
- ・ 物件費：年1%の減少率を乗じて算定(目標値12億円)
- ・ 維持補修費：年1%の減少率を乗じて算定
- ・ 補助費：コロナ禍を踏まえ、令和元(2019)年度値に年2%の減少率を乗じて算定
- ・ 投資・貸付金：現状水準同額で算定
- ・ 繰出金：各特別会計が対象とする対象人口の減を見込み、人口推計の減少率を乗じて算定

## ＜財政用語解説＞

### 【あ行】

依存財源	国・県等に割り当てられた財源（地方交付税、国県支出金等）
一時借入金	会計年度内において、支払資金の不足が生じた場合に借り入れる金銭
一般会計	町の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計
一般財源	財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源

### 【か行】

款・項・目・節	予算を区分するときに使う名称のことをいい、「款」は最も大きな区分、次に「項」、「目」、「節」となる。款と項の二つの上位区分は議会で議決され、各款及び各項の間では原則として流用はできない
基準財政収入額	地方交付税額の算定基礎となるもので、地方公共団体の標準的な一般財源収入額を一定の算定方法により求めた額
基準財政需要額	地方交付税額の算定基礎となるもので、地方公共団体の標準的な財源需要額を一定の算定方法により求めた額
寄附金	町民等から受ける金銭による寄附
義務的経費	支出が義務付けられている経費（人件費、扶助費、公債費）
繰入金・繰出金	一般会計、特別会計及び基金または財産区会計の間で、相互に資金運用をするもので、他の会計から資金が移される場合を「繰入」、移す場合を「繰出」という
繰越明許費	繰越明許費は、その年度内に支出を終了することができない見込みがある経費について、翌年度に繰越して使用するものをいう
経常一般財源	経常的な収入で用途が自由なもの（町税、地方交付税等）
経常収支比率	財政構造の弾力性を判断するための指標で、「経常一般財源」が「経常的経費」にどの程度消費されているかを示す
経常的経費	経常的に支出される経費（人件費、維持補修費等）
継続費	事業の実施が数年度にわたることが確実な場合に、あらかじめ経費の総額及び年割額を定め、支出するものをいう
減債基金	町債の返済に備えるための基金

県支出金	県が行うべき事業を町へ委託する場合や、町が行う事業に対して一定の割合で県が補助する場合に交付されるもの
公営企業会計	事業における収入で、経費をまかなうことを目的として設置される事業会計。地方公営企業法を適用する法適用の公営企業会計と適用しない法非適用の公営企業会計がある
公債費	町債を返済する元利償還金（元金と利子）と、一時的な借り入れをした場合の支払利息をいう
国庫支出金	国が行うべき事業を町へ委託する場合や、町が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるもの

### 【さ行】

財政調整基金	突発的な災害や緊急を要する経費に備えるために設置されている基金
財政力指数	基準財政収入額を、基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値
債務負担行為	通常の歳出予算、継続費、繰越明許費などの他に、将来、地方公共団体が経費を負担すべき内容を定めておくもの
自主財源	自主的に収入しうる財源（地方税、使用料、財産収入等）
実質公債費比率	地方債等の返済額の大きさを「標準財政規模」に対する割合で示したもの
将来負担比率	町の実質的な負債に当たる将来負担額を「標準財政規模」に対する割合で示したもの

### 【た行】

地方交付税	普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える場合に、その超える額を財源不足額として交付されるもの 特別交付税は、特別な財政需要に対応するもの
地方譲与税	法によって国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に対して譲与するもの
町債（地方債）	外部から資金調達するために負担する債務で、その返済が会計年度を越えて行われるもの
町税	地方税法、条例により個人・法人等から徴収する税金
投資的経費	資本形成のための経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）
当初予算	一会計年度を通じて定められる基本的な予算。年度開始前の3月に議会の議決を経て定められる

特定財源	財源の用途が特定されている財源
特定目的基金	特定の目的のために設置される基金。
特別会計	一般会計に対して、特定の歳入・歳出を一般の歳入・歳出とは区別して別に経理した会計
特別交付税	「地方交付税」の欄を参照

### 【は行】

標準財政規模	一般財源の標準的規模を示すもの
普通会計	地方財政統計上の会計であり、一般会計と一部の特別会計の決算額を純計したものをいう
普通交付税	「地方交付税」の欄を参照
補正予算	年度途中における災害の発生や法改正などに対応するため、当初予算を増額または減額する予算

### 【や行】

予備費	予期しなかったことや緊急を要する場合など、予算外の支出または予算超過の支出に対応するための経費
-----	---

### 【ら行】

臨時財政対策債	元利償還金は後年度100%交付税措置される「普通交付税」の振替的な町債
臨時的経費	一時的に支出される経費（積立金、繰出金、その他短期間の経費）